

(目的)

第 1 条 人口減少及び高齢化が進む本市において、地域の活力を維持するためには担い手となる人材の確保が重要であり、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住又は定着を図り、もって地域の活力維持及び地域の魅力の再発見につなげるため、地域おこし協力隊推進要綱(平成 21 年 3 月 31 日付け総行応第 38 号総務事務次官通知)に基づき、南砺市地域おこし協力隊(以下「協力隊」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 協力隊の隊員(以下「隊員」という。)は、[前条](#)の目的を達成するために、地域における次に掲げる活動(以下「地域おこし活動」という。)を行う。

- (1) 活性化事業の企画及び実施
- (2) 行事等地域コミュニティ活動
- (3) 観光振興
- (4) 特産品等地域資源の開発
- (5) 地域情報化の推進
- (6) 移住交流事業
- (7) [前各号](#)に定めるもののほか、[前条](#)に規定する目的の達成に資すると市長が認める活動

2 隊員は、その活動状況について市長に活動報告書を提出するものとする。

(公募)

第 3 条 市長は、隊員として、次に掲げる法律([次項](#)において「法律」という。)の対象地域外から市へ住民票を移すことが可能である者を公募する。

- (1) 離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)
- (2) 奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)
- (3) 山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)
- (4) 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)
- (5) 半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)
- (6) 過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号。みなし過疎及び一部過疎を含む。)
- (7) 沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)

2 [前項](#)の規定にかかわらず、法律の対象地域内であっても、条件不利地域指定の対象区域外であれば公募の対象とする。

(委嘱)

第 4 条 市長は、応募のあった者のうちから、地域おこし活動に深い理解及び熟意を有し、かつ、積極的に活動できると認める者を隊員に委嘱する。

(身分)

第 5 条 隊員の身分は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項第 3 号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(任期)

第 6 条 隊員の任用期間は、1 年とし、最長 3 年まで延長することができるものとする。

2 隊員の任用期間を延長する場合には、1 年ごとに任用期間を延長するものとする。

3 市長は、隊員としてふさわしくないと判断した場合には、任用を取り消すことができるものとする。

(報酬等)

第7条 市長は、隊員に予算の範囲内において報酬を支払うものとする。

2 市長は、隊員の活動に必要な経費を予算の範囲内で支払うものとする。

(副業の許可)

第8条 隊員は、地域おこし活動の妨げとならない範囲内において、副業(本市に定住するためのものに限る。)により市が支払う報酬以外の収入を得ようとするときは、あらかじめ市長の許可を得なければならない。

(解任)

第9条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、これを解任することができる。

(1) 勤務実績が良くない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられない場合

(3) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

(4) 隊員としてふさわしくない行為等があった場合

(守秘義務)

第10条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同年1月25日から施行する。

附 則(平成26年12月26日告示第195号)

この告示は、平成27年1月5日から施行する。

附 則(平成27年8月21日告示第194号)

この告示は、平成27年9月1日から施行する。